

## 茨木市における障害者自立支援審査支払等システムによる

### 審査結果によくある請求エラー事例

#### 【全事業所共通】

- 前月 15 日までに加算の変更届を提出した結果、当該加算が適用されるのが当月分からになるにもかかわらず、

例 1) 当月分を変更前の内容のまま請求している。

例 2) 前月分を変更後の内容で請求している。

[考えられる原因] 変更届と請求内容の管理が徹底されていない。

<例>

- 1) 10/1 付けで福祉・介護職員処遇改善加算をⅡ→Ⅰに変更し、10 月サービス提供分（11 月請求分）でⅡのまま請求。
- 2) 10/1 付けで福祉・介護職員処遇改善加算をⅡ→Ⅰに変更し、9 月サービス提供分（10 月請求分）でⅠに変更して請求。

- サービスコードの入力ミスで、異なる内容の請求を行っている。

[考えられる原因] 特に報酬改定後に多発したため、サービスコード表の確認不足が想定される。

<例>

- ・就労継続支援等の報酬単価について、サービス費の利用定員区分が 20 人以下であるにもかかわらず、21 人以上 40 人以下のサービスコードを使用している。
- ・特定事業所加算Ⅰの登録内容に対し、喀痰吸引等支援体制加算のサービスコードを入力している。

#### 【事業別】

- 居宅介護

- ・事業所番号の入力誤り。

[考えられる原因] 一体的に運営している介護保険の事業所番号を入力している。

<例>

正：障害福祉サービスの事業所番号「27142〇〇〇〇〇〇」

→ 誤：介護保険の事業所番号「27742〇〇〇〇〇〇」

- 就労継続支援 B 型

- ・新規事業所における平均工賃月額区分の誤り。

[考えられる原因] 事業開始から 6 か月以内は経過措置対象となるが、具体的な工賃の金額で請求して

いる。

<例>

正：平均工賃月額区分「無し（経過措置対象）」 → 誤：平均工賃月額区分「1万円以上1万5千円未満」



### ●変更届等の適正な管理について

届出内容と異なる請求をされますと、過誤返還していただく場合がありますので、管理者等において適正な管理をしていただくとともに、届出漏れのないようお願いします。

### ●請求エラーに対する事業所対応が不要な場合について

共同生活援助における夜間支援等体制加算の夜間支援等体制加算対象利用者数（以下、「対象者数」という）について、国保連合会のシステム上、複数の共同生活住居（以下、「住居」という）がある場合、全ての住居の対象者数を最初に申請登録された住居の対象者数と突合して審査されるため、当該住居以外の住居において対象者数が異なる場合、正しい請求内容であってもエラーとして通知される可能性があります。